

令和 7 年第 3 回邑楽町議会定例会議事日程第 4 号

令和 7 年 9 月 11 日（木曜日） 午前 10 時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 認定第 1 号 令和 6 年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2 号 令和 6 年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3 号 令和 6 年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4 号 令和 6 年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5 号 令和 6 年度邑楽町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○出席議員（14名）

1番	山本	裕子	議員	2番	三ツ村	由紀	議員
3番	武井	清二	議員	4番	新村	貴紀	議員
5番	神山	均	議員	6番	蟹和	孝一	議員
7番	佐藤	富代	議員	8番	小久保	隆光	議員
9番	黒田	重利	議員	10番	瀬山	登	議員
11番	松島	茂喜	議員	12番	塩井	早苗	議員
13番	原	義裕	議員	14番	松村	潤	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋	本	光	規	町	長
関	口	春	彦	副	町長
小	林	淳	一	教	育長
石	原	光	浩	総務	課長
横	山	淳	一	財政	課長
小	沼	勇	人	企画	課長
矢	島	規	行	税務	課長
山	口	哲	也	住民保険	課長
金	子	佐知	枝	福祉介護	課長
田	中	敏	明	健康づくり	課長
松	崎	澄	子	子ども支援	課長
金	井	孝	浩	農業振興 兼農業委員会 事務局	課長
小	島		拓	商工振興	課長
石	原		薰	建設環境	課長
新	島	輝	之	都市計画	課長
野	中	和	也	会計管理 兼会計	者課長
川	島	隆	史	学校教育	課長
藤	田	和	良透	生涯学習	課長
高	澤			監査委員	

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中 繁 正 浩 事 務 局 長  
秋 元 智 美 書 記

---

◎開議の宣告

○松島茂喜議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時01分 開議]

---

◎日程第1 認定第1号 令和6年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

○松島茂喜議長 日程第1、認定第1号 令和6年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより逐条質疑に入ります。

まず、一般会計の歳入全般について質疑を行います。

決算書では47ページまでです。

質疑ございませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 お世話になります。それでは、決算書の14ページから15ページ、1款町税について質問をさせていただきます。税務課長にお伺いをいたします。

1項町民税、2目法人ですが、この法人町民税の当初予算額に対する収入済額の減額となった理由と、令和7年度の法人町民税の歳入見通しについてご説明をお願いいたします。

○松島茂喜議長 矢島税務課長。

○矢島規行税務課長 お答えいたします。

当初予算額と収入済額の差、つまり2億2,722万1,800円の減額の理由でございますが、法人町民税の法人税割に関しまして、前年度、当町の法人町民税における納税額が大きかった法人様におかれまして、業績は順調であったものの、昨年度調定額及び景気動向等を基礎に算定をした令和6年度当初予算額ほどの税収の伸びはなく、令和6年度において町の歳入となる予定申告分についても当初予算で見込んでおりました法人税割の税額の伸びがなかったため、予算額と実際の納付額に乖離があったためでございます。

また、令和7年度の法人町民税の歳入の見通しについてでございますが、令和7年8月末現在の歳入額は、令和7年度法人町民税当初現年度課税分予算額3億4,650万円を超えてる状況でございます。今後決算期を迎える申告納付いただける法人様及び既に法人税割を納付いただいている法人様から、予定申告分として今年度歳入として納入いただける法人様もございますので、さらなる歳入増になる見通しでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、町長のほうにお伺いをいたします。邑楽町の税収において、町民税が大きな財源となっていますが、今後の町財源確保に向けた取組についてお考えがありましたらお伺いをいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

○橋本光規町長 町民税におきましては、基本的に個人、法人含めてやはりそういった住宅、あるいは工場等が立地できる用地をしっかりと確保していくこと。そこに企業等誘致をして働く場を確保していくことが町民税の歳入確保にしっかりとつながっていくものだと認識しております。

以上です。

○松島茂喜議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 決算書の15ページなのですけれども、1款1項1目の町民税の個人分の未納額についてお尋ねいたします。

町民税の個人未納額が滞納繰越金分を含めまして5,826万5,232円となっておりますが、日本人住民と外国籍の住民の方のそれぞれの未納額を教えてください。

○松島茂喜議長 矢島税務課長。

○矢島規行税務課長 お答えいたします。

町民税につきましては、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の所得がある方につきましては、外国籍の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金でございます。そのため、日本人住民及び外国人住民の方との区別なく納付額等を把握をしているため、国籍別の未納額は把握してございません。しかし、国籍に限らず未納は住民に共通して生じ得る課題であると認識しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 国籍別の未納額は把握していないということなのですが、では納付案内の方につきましてですけれども、外国人の住民の中には日本語の理解が十分できない方もいると思いますが、そのような方々に対する納付案内や説明等についてはどのように行われているかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 矢島税務課長。

○矢島規行税務課長 お答えいたします。

納税通知書や督促状につきましては、原則といたしまして日本語で発行しておりますが、日本語の理解が十分でない方のために、催告書の送付の際には多言語による納税案内チラシを配布し、易しい日本語を用いた説明文も同封しております。また、窓口では翻訳アプリなどを活用し、税制度

及び納税意識の向上に寄与するよう対応を行っておるところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 分かりました。

最後に、滞納整理についてですけれども、外国人の住民に対しても日本人住民と同様に適正な滞納整理が行われているかどうかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 矢島税務課長。

○矢島規行税務課長 お答えいたします。

当町では税務課収納対策係の4名を中心に、町税等の納税相談や滞納処分に関する事務を行っているところでございます。ご質問の件でございますが、外国人住民に対しましても日本人住民と同様に督促、催告、納付相談指導、さらには差し押さえなどの滞納処分を適正に行っているところでございます。

また、外国人住民の方につきましては、法令によって納付することとされている税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請等が許可されない場合もございますので、日本人住民同様、外国人住民に対しましても納税意識の向上とともに、期限内納付を促しているところでございます。

さらに特筆すべき事項といたしましては、税目は異なりますけれども、当町と東京出入国在留管理局との間で在留資格更新時における外国人悪質滞納者に対する国民健康保険税納付証明書の提出を求める運用に関する覚書を交わし、令和7年8月1日より運用しております。この制度につきましては、国税徴収法または地方税法の規定に基づきまして、国民健康保険税の悪質な滞納者の情報を関係機関で情報共有し、在留申請の際に国民健康保険税を納付したことを示す納税証明書を提出するなど、また提出がないことによって、原則としては在留申請を不許可とするなど、滞納する外国人に対しましては、より一層適正に対応するための措置を講じたものでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 詳細にわたってのご答弁ありがとうございました。

呂楽町にも外国籍の人が増えてきております。この間の資料では6月末時点で880世帯、1,339人が住んでいるということあります。文化の違いかどうか分かりませんが、納入意識というものが薄い外国人による住民税の滞納に日々頭を悩ませているのではないかと思います。外国人の滞納整理につきまして答弁いただきましたが、より一層適正に対応していただくようお願い申し上げまして質疑を終わります。ありがとうございました。

○松島茂喜議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松島茂喜議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 次に、歳出の第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、これについて質疑を行います。

決算書では48ページから97ページまでとなります。

質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、決算書48ページから49ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、49ページ備考の職員人件費の関連としまして、行政実績報告書では5ページの1、職員に関する概要、(1)、職員数の状況について副町長にお伺いをいたします。

この職員数の状況の一覧表は、令和5年度に比べ分かりやすくまとめてあります。見やすくなりました。新たに会計年度任用職員数が記載されております。これまで職員を募集しても応募が少ない。このことは教育、保育部門が顕著と考えていますが、役場のOBにさらに声をかけて、たとえ短時間でもお願いするなど、これまでの経験を町に少しでも生かしていただければと、そんなふうに考えております。副町長、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 邑楽町の職員の雇用につきましては、定年期間の延長が行われまして、現在61歳までとなっております。制度完成時には65歳まで定年が延長と。また、定年退職された職員についても、65歳までは再任用職員として勤務できるという状況になっております。

議員ご指摘にありましたように、現在65歳あるいは定年で61歳、62歳で退職された方も、役場職員としてのスキル等がありますし、すぐに現場に対応できるというようなこともあります。なかなか人が集まらない状況の中で、本人のご都合がありますけれども、働く方については、ぜひ会計年度任用職員として勤務を継続していただければというふうに考えております。現実に定年後、現在会計年度任用職員として勤務していただいている職員の方、また家庭の事情等により繁忙期に短時間の勤務をお願いしている元職員の方等もいらっしゃいますので、声をかけてつながりを持ちながら町の業務に協力していただけるよう今後も努めていきたいと、そのように思っております。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。退職者会なども通じまして、そういうことでまた協力要請してもいいのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○松島茂喜議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 なければ、進行してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 次に、第4款衛生費、第5款労働費、第6款農林水産業費について質疑を行います。

決算書では96ページから115ページまでとなります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 進行してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 次に、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費について質疑を行います。

決算書では114ページから131ページまでとなります。

質疑ありますか。

武井清二議員。

○3番 武井清二議員 決算書の117ページ、7款商工費です。この中の備考の上から3番目ですけれども、新商品開発研究推進事業で、新商品開発・経営革新推進補助金というのが50万円載っています。これは今回1者、1つの事業所だと思いますけれども、これまで幾つかの事業者がこの補助金を受けてきたと思いますけれども、この要綱のほうにはこの補助金を受けた後に、その事業者はその後の経営状況とか開発の商品のその後の経営状況とか、そういうものを報告する義務があると思うのですが、行政側としてはその辺のチェック体制みたいなものというのはどのようにされているでしょうか。

○松島茂喜議長 小島商工振興課長。

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

補助実施年度終了後2年間は状況報告書の提出の依頼をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 50万円という高額な金額になります。これも皆さんの税金のほうからの支払いになっていると思いますので、補助金を通してやはり町の商工の活性化にきちんとつながるようにならなければなと思っています。商工の例えば企業マッチングとか交流会とか、いろいろフォローできるところはあると思いますので、せっかくの50万円を生かしていただいて、その事業者の売上げが上がっていくように、そういう協力もしていただければなと思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 進行してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 次に、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。

決算書では130ページから179ページまでとなります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

佐藤富代議員。

[7番 佐藤富代議員登壇]

○7番 佐藤富代議員 認定第1号 令和6年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

令和6年度の歳入総額は、前年度比3億1,477万4,000円増の118億8,573万8,000円、歳出総額は114億4,318万7,000円と、いずれも令和2年度に次ぐ過去2番目の規模となりました。

歳入では、自主財源である町税が前年度に比べ5億9,118万4,000円減と大きく減額となりました分、基金からの繰入れなどにより歳入の確保を図り、健全財政の維持に努めました。自主財源である町税の減額は、個人住民税の定額減税と法人町民税の大きな落ち込みが要因であり、安定した税収の確保が今後の課題と言えます。

歳出では、国により定額減税が行われたことに伴い、減税の恩恵を受けられなかった方や、非課税世帯に加え、同じ世帯に住む子どもたちなどへの給付として3億2,807万6,000円の給付事業に加え、原油価格や物価高騰により暮らしに大きな影響を受けている町民に対して、3億6,651万円のコハクペイ事業を行い、消費の下支えと地域経済の活性化に取り組みました。

また、令和6年9月には大黒第2町営住宅建替事業新築建築工事に着工し、今年度中の完成が予定されています。鶴区画整理事業や町道整備事業などインフラの整備にも積極的に取り組みました。

教育費では、学校施設においてトイレ改修や外装、塗装補修など児童生徒の教育環境を整備し、建物の長寿化に取り組んでいます。

財政面においては、実質公債費比率6.6%と早期健全化基準の25%に対して大きく下回っており、健全な財政が維持されています。

今後も人口減少に対応した適切な行政運営により、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、さらなる行政運営の効率化と行政サービスの充実に努力されるようお願いし、賛成討論といたします。

○松島茂喜議長 ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第1号 令和6年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第2 認定第2号 令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

○松島茂喜議長 日程第2、認定第2号 令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

瀬山登議員。

〔10番 瀬山 登議員登壇〕

○10番 瀬山 登議員 認定第2号 令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

私も国民健康保険に加入している一人です。この国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、出産及び死亡などに関し必要な保険給付を行う医療保険制度で、国民皆保険体制の基礎となる制度として、地域医療の確保や町民の健康増進に大きく貢献しております。本町における令和6年度末の加入世帯数は3,475世帯であり、世帯数に占める加入率は31.6%となっております。被保険者数は5,238人で、総人口に占める加入率は20.6%となっております。

さて、令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計ですが、歳入のうち国民健康保険税は、前年度に比べ7%の減となっています。一方、歳出のうち歳出総額の67.7%を占める保険給付費は、前年度比0.5%の減となっております。また、収支差引額から歳入の繰越金を差し引いた単年度収支において、約972万円マイナスとなっており、国民健康保険財源は依然として厳しい状況にあります。

今後も特定健診や保健指導など、医療費削減に向けた保健事業の充実や健康増進対策を行い、一層の国民健康保険財政の健全化を図り、持続可能な国民健康保険制度となるよう期待して本認定に

賛成いたします。

○松島茂喜議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第2号 令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第3 認定第3号 令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○松島茂喜議長 日程第3、認定第3号 令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第3号 令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第4 認定第4号 令和6年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○松島茂喜議長　日程第4、認定第4号　令和6年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

神山均議員。

〔5番　神山　均議員登壇〕

○5番　神山　均議員　認定第4号　令和6年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

高齢化社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度が創設され、これまで介護を必要とする多くの高齢者の支えとして定着、発展してきました。全国的に高齢化が進む中、邑楽町においても令和6年度末の高齢化率は確実に上昇しています。要介護高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などが着実に増える中で、介護保険制度は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための介護や生活支援などのサービスを受けることができる非常に重要な制度であります。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度でありました。この計画には地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進と、適正で持続可能な介護保険制度の運営が大きな方向性として示されています。事業の健全な運営の継続を図り、制度の維持、発展のため、より利用者等のニーズに合った介護サービスの提供を続けるとともに、地域支援事業における介護予防や在宅医療、介護連携等の取組、生活支援体制整備事業における地域づくりなど、地域の自主性や主体性に基づいた地域の特性に応じた施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築へ向け、各事業のさらなる推進と充実を要望し、本認定に賛成いたします。

以上です。

○松島茂喜議長　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第4号　令和6年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第5 認定第5号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計剩余额の処分及び決算認定について

○松島茂喜議長 日程第5、認定第5号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計剩余额の処分及び決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 認定第5号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計剩余额の処分及び決算認定についての賛成討論を行います。

令和6年度末の公共下水道の供用開始区域は、前年度から2ヘクタール増加し228ヘクタールとなりました。このことは、全体計画面積242ヘクタールの9割以上が整備されていることを示します。また、供用開始区域内の全人口に対し、実際に下水道へ接続している人口の割合も8割以上と、公共下水道に対する関係者のご理解の下、順調に推移しています。

令和6年度公共下水道事業の収益的収支においては、経常収支比率が114.4%と経常支出を経常収入が14.4%上回っており、純利益を4,459万円計上しています。資本的収支では、下水道管の新規整備に加え、老朽管の改修に積極的に取り組んだ結果、不足額が生じ、利益剩余额等により補填を行っており、効率的投資に努めた結果と認められます。

人口減少化や施設老朽化などにより厳しい財政状況下でありますが、地方公営企業法を適用し、企業的性質を生かしながら、より一層の経営の効率化及び健全化を図ることを要望し、本認定に賛成いたします。

○松島茂喜議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第5号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計剩余额の処分及び決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松島茂喜議長 起立全員。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

○散会の宣告

○松島茂喜議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日12日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前10時37分 散会〕